

令和3年度美里町上下水道事業審議会概要録

○第1回審議会

開催日時	令和3年5月27日（木） 13時25分～15時15分
場所	美里町役場2階 201会議室
内容	①委嘱状の交付（10名） ②会長・副会長の選出 ③諮問「美里町上下水道事業の料金体系のあり方について」 ④説明 美里町の上下水道の現状と課題について

○第2回審議会

開催日時	令和3年6月29日（火） 13時25分～16時45分
場所	美里町役場2階 201会議室
内容	①水道料金の改定について 水量料金の改定の必要性、改定率について審議した。 【審議結果】 ・人口減少、節水機器の普及などによる給水量の減少により料金収入が減少し、また老朽化により施設や管渠の更新が求められるなか、今後も水道水を安定供給していくためには水道料金の改定が必要であり、改定率は12%が適当と考える。 ②下水道使用料の見直しについて 公共下水道と農業集落排水の使用料体系の統一と改定の必要性、改定率について審議した。 【審議結果】 ・公共下水道と農業集落排水は汚水処理という同じ機能のものにもかかわらず使用料体系が異なっており、また農業集落排水の使用料体系は使用人数による定額制のため、排水量に関係なく一定の負担が求められ、排水量に応じた応益負担が十分に図られていないことから、排水量に応じた従量制により使用料体系を統一することが望ましいと考える。 ・使用料体系の統一にあたっては、使用料で維持管理費を賄えることが望ましく、そのために改定率は30%とすることが適当と考える。

○第3回審議会

開催日時	令和3年7月27日（火） 13時30分～16時40分
場所	美里町役場2階 201会議室
内容	①水道料金の改定について 基本使用水量、水道料金（臨時用含む）、メーター使用料、加入金、改定時期について審議した。 【審議結果】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在 10 m³まで一律の水道料金になっているが、少量の水道使用者に配慮するため、基本使用水量は廃止し 1 m³からの従量制とすることが適当と考える。 ・ 収入額を 10%上げるため、基本料金を 800 円から 500 円に下げる一方で、1～10 m³の従量料金を新規に 1 m³あたり 60 円とし、10 m³超の従量料金は現行の従量料金に 12%加算した額とすることが適当と考える。 ・ メーター使用料は従量料金の改定に合わせ 12%改定することが適当と考える。 ・ 臨時用の水道料金は臨時かつ短期間で使うもので通常より高く設定されるものであるため、基本料金は月額 2,200 円、10 m³超の従量料金は一般用の従量料金の最高単価である 1 m³あたり 199 円に改定するが適当と考える。 ・ 加入金は近隣市町の金額を参考に設定することが適当と考える。 ・ 改定の時期・回数は早期の改定が求められ、前回の改定時も 10%を 1 回で改定しているため、今回も令和 4 年 10 月に 1 回で改定することが適当と考える。 <p>②下水道使用料の見直しについて</p> <p style="padding-left: 20px;">基本排水量について審議した。</p> <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在 10 m³まで一律の使用料になっているが、排水量に応じた応益負担が図られるよう、基本排水量は廃止し、1 m³から使用料が加算される従量制とすることが適当と考える。
--	---

○第 4 回審議会

開催日時	令和 3 年 8 月 27 日（金） 13 時 25 分～16 時 30 分
場所	美里町役場 2 階 201 会議室
内容	<p>①下水道使用料の見直しについて</p> <p>公共下水道と農業集落排水の使用料体系、湧水や井戸等の水道水以外の水を使用する場合の排水量、改定スケジュールについて審議した。</p> <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一後の使用料体系は、公共下水道の使用料水準を農業集落排水に近づけるため、現行の公共下水道の使用量体系に 1～10 m³の区分を新規に設け、その単価を 1 m³あたり 100 円とすることが適当と考える。 ・ 従量制による統一に伴い、水道水以外の水を使用している場合も排水実態に応じて公平に負担してもらえるよう、水道水以外の水のみ使用している場合は世帯人員に応じて排水量を認定し、水道水と水道水以外の水を併用している場合は世帯人員により算出した排水量と水道使用量を比較し、いずれが多い方で排水量を認定することが適当と考える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の使用料改定は、使用者の急激な負担増とならないよう3回に分けて行い、令和4年10月、令和6年4月、令和8年4月に10%ずつ改定することが適当と考える。 ・ 農業集落排水の従量制移行時期は、世帯人員による定額制から水道使用量による従量制に変更することで、排水量の多い世帯で使用料が大幅に増えることが見込まれることから、周知期間を十分に設けるため、令和6年4月とすることが適当と考える。 <p>②公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の見直しについて</p> <p style="padding-left: 2em;">負担金・分担金の統一の必要性、統一後の料金、統一時期について審議した。</p> <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道と農業集落排水は汚水処理という同じ機能のものにもかかわらず負担額に差がある状況であり、今回使用料を統一するのであれば、負担金・分担金についても統一することが望ましいと考える。 ・ 統一後の負担額は町が設置する公共枿の工事費を賄えるよう、一律500,000円の定額とすることが適当と考える。 ・ 統一時期は、農業集落排水が従量制に移行する時期に合わせ、令和6年度とすることが適当と考える。
--	---

○第5回審議会

開催日時	令和3年9月29日（水） 13時25分～16時20分
場所	美里町役場2階 201会議室
内容	<p>①答申案について</p> <p style="padding-left: 2em;">答申書本文、附帯意見について審議した。</p> <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本文の構成変更と一部文言修正を行い、後日修正した答申案を委員が確認し全員の了解が得られたら、会長から町長に答申を行うこととした。